破産手続廃止

平成２４年（フ）第９８１号
千葉市中央区塩田町595番地の１
破産者　株式会社大達建設
１　決定年月日　平成27年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９８２号
千葉市中央区塩田町653番地、開始決定時の住所千葉市緑区おゆみ野中央１丁目12番地274
破産者　髙澤　達也
１　決定年月日　平成27年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３１号
千葉県船橋市金杉１丁目15番24号
破産者　福島　賢一
１　決定年月日　平成27年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４３号
千葉市若葉区殿台町567番地　クレセントマンション201号
破産者　岩木　好江
１　決定年月日　平成27年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９１７号
埼玉県越谷市大字上間久里387－４
破産者　宮野　　修
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３０号
埼玉県八潮市緑町２丁目19番地29
破産者　有限会社エルク
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１３３号
千葉県千葉市若葉区若松町2371－３－102、開始決定時の住所千葉県千葉市緑区誉田町１丁目825－12
破産者　中上　順子
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１３４号
千葉県千葉市若葉区若松町2371－３－102、開始決定時の住所千葉県千葉市緑区誉田町１丁目825－12
破産者　中上　誠一
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１９９号
東京都墨田区八広５丁目４－12
破産者　渡邉　正弘
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７９６号
群馬県佐波郡玉村町大字福島509番地
破産者　有限会社早稲田進学スクール
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７９７号
埼玉県児玉郡上里町嘉美348－８、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字上之手2263－12
破産者　増田　澄江
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３１号
東京都昭島市緑町４丁目13番12号
破産者　西東京警備保障株式会社
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３２号
東京都昭島市緑町４丁目13番12号
破産者　有限会社西東京サービス
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３３号
東京都立川市西砂町３－15－１－101、住民票上の住所東京都昭島市緑町４丁目13－９
破産者　羽村　安信
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５７７号
千葉県香取郡東庄町小南927－１、開始決定時の住所東京都目黒区五本木２丁目６－９
破産者　鈴木　教夫
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５００７号
東京都北区王子５丁目２－２－639
破産者　藤田　宏治
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２１２号
東京都品川区西五反田４丁目31番22号
破産者　清洲産業株式会社
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２１３号
東京都品川区西五反田４丁目31番22号
破産者　株式会社セイワライフ
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５１９号
東京都北区志茂４丁目５番10号
破産者　有限会社プワール
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６１５号
東京都台東区元浅草１丁目12番１号　相馬ビル１階
破産者　照栄プロセス株式会社
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６３７号
東京都新宿区下落合３丁目５－７－303
破産者　伊藤　孝司
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部